

明治國家形成と近代的国学構想

——古典講習科の展開・終焉と國學院の設立——

國學院大學C.O.E研究員

藤田大誠

一、はじめに——古典講習科の盛衰——

明治十九年十一月五日、宮中に参内した侍講元田永孚が、帝国大学臨幸の際における明治天皇の御感懷を書き留めた『聖喻記』⁽¹⁾には、次のやうに記されてゐる。

朕過日大学ニ臨ス十月廿九日設ル所ノ学科ヲ巡視スルニ理科化学植物科医科法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖トモ主本トル所ノ脩身ノ学科ニ於テハ曾テ見ル所無シ和漢ノ学科ハ脩身ヲ專ラトシ古典講習科アリト聞クト雖トモ如何ナル所ニ設ケアルヤ過日觀ルコト無シ抑大学ハ日本教育高等ノ学校ニシテ高等ノ人材ヲ成就スヘキ所ナリ然ルニ今ノ学科ニシテ政事治安ノ道ヲ講習シ得ヘキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ヘカラス仮令理化医科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタルトモ入テ相トナル可キ者ニ非ス當世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖トモ永久ヲ保スヘカラス之ニ繼クノ相材ヲ育成セサル可カラス然ルニ今大学ノ教科和漢脩身ノ科有レヤ無キヤモ知ラス国学漢儒固陋ナル者アリト雖トモ其固陋ナルハ其人ノ過チナリ其道ノ本体ニ於テハ固ヨリ之ヲ皇張セサル可カラス

この明治天皇の高等教育観が示された有名な件の中で、帝国大学文科大学附属古典講習科（略称＝古典科）の存在

感の薄さについて触れられてゐることは、従来、当時の同科が「学内で無視され、経費の面からも厄介物扱いであった」ことの証明とされてきた。

しかし、古典講習科は設置当初から存在感を示し得てゐなかつたのではない。国学者の小中村清矩(きよのり)は、明治十五年五月三十日に東京大学文学部附属として設置された古典講習科について、明治二十二年の講演で「始めて古今未曾有なる、一種の国学科を立てました」とその意義を強調してゐる。もともと同科は、明治十四年当時、東京大学法理文三学部總理だつた加藤弘之の建議が発端となり、小中村清矩の尽力によつて結実したものであつた。加藤も明治十五年十月二十日の学位授与式の祝辞(4)の中、「今本学ニ教ル所ノモノハ特リ外国ノ事ノミニアラズ」として各学科における事例を挙げた後、「別ニ古典講習科ヲ設ケテ本朝(マダ)古中古ノ文物制度及ヒ古今言辞ヲ研究シ以テ古典ノ命脈ノ廃滅センコトヲ禦ク」と特に古典講習科に言及し、その画期性を述べてゐる。

事実、後述するやうに、古典講習科は明治十七年の春頃には第二回目の生徒募集など大幅な拡充を決定してゐるし、また、明治十八年の春に古典講習科の終焉が決定づけられる直前までは、「生徒数は国書課約五十五人、漢書課六〇人、総數約一一〇人であり、文学部本科より格段に多かつた。(5)」との指摘もあるやうに、付設教育課程である古典講習科の生徒数の多さは際立つてをり、さらにこれらの中から多数が官費生として採用されてゐたことからも、ある段階までは非常に存在感を示してゐたといへる。

しかしそれが十九年秋には『聖喻記』に記されるやうな影の薄い状況になつてしまつてゐたのは何故か。本稿の課題は、古典講習科の展開から終焉までの制度的変遷を辿りつつ、当時の立憲国家形成の流れを背景とする大学行政改革の中で、同科がいかに位置づけられてきたのかといふことを検討することにある。また、以前拙稿(7)で論じた如く、同科における実際上のカリキュラムの作成や理念の策定などは小中村清矩の国学觀の具現化といふ面が大きかつたといへるのだが、これが実際の教育現場でどのやうに機能したのか、或はしなかつたのか、といふ点を本稿のもう一つ

の課題として考へたい。

その問題となる小中村の国学観であるが、これは、同年九月十八日の古典講習科開業式⁽⁸⁾の演説案に集約されてゐる。⁽⁹⁾ここで小中村は、上古の「古事記撰録」から、中古の大学寮、江戸時代における林家の「和学科」や塙保己一の和学講談所のことを説き、そして「里閭ニ国学古学ナト云名称ノ起リシハ」、元禄の頃、荷田春満が「国学校ヲ創造ゼント出願」してからだとした上で、賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤へと続く所謂「国学の四大人」を中心に諸流派について言及し、さらに維新後における西京の「皇學所」は「古学ヲ専ラトシ未タ古今ノ法制ヲ講究スルニ暇アラサリシホト幾ハクモナク廃セラレ」、また「国典」講究の場として建てられた東京の「大学校」は「漢学者ト併合」の学制が立てられてゐたと述べた。しかしながら、「醇然タル国典専門ノ学舎」である古典講習科は主に①「事実」(国史)⁽¹⁰⁾②「制度」(法制史)③「言辞」(国語国文)の三本柱の講究を目的として新設された高等教育の場であることを示し、また一方で、その「国学」の内容は、この演説案でも盛んに「今日實際ニ運用」、「當今ノ實際ノ用」、「今日ノ實用」などと言及されてゐるやうに、将来、中央・地方を問はず諸官省庁で役立たせるべき実用的合理的な、いはば近代國家に実際に寄与する学問として構想されてゐることを明確に述べたのである。本稿では、この小中村の「近代的国学構想」を踏まへ、教員たちが如何なる教育をおこなひ、それを生徒たちがどのやうに受け止めたのかを窺ふこととする。

一、「国書課」「漢書課」並立体制の確立

小中村清矩の構想通り、「醇然タル国典専門ノ学舎」⁽¹²⁾として出発した古典講習科だつたが、明治十五年十一月には早くも古典講習科内に「漢書講習」の一課を設ける動きが出来し、同科は次第に「国学」のものだけではなくなつて

くる。⁽¹³⁾

十一月二日、文部省専門学務局長の濱尾新は、東京大学総理の加藤弘之に対して、次のやうに問ひ合はせた。⁽¹⁴⁾ 古典講習科の「専ラ本邦ノ古書ヲ教習セシムルノ規制」では「漢文及作文等」の講習はあるが、履修生徒も少なく「兼修」に過ぎないものであつて、とても漢学に「博通スルヲ期シ難」く、さらに漢学は「今日耆宿ノ後繼タルモノ幾人モ有ベカラズ」といふ状態があるので、「今幾分カ之ヲ勧奨シテ之レガ永存ヲ図ル」ため、「古典講習科中へ更ニ漢書講習ノ一課ヲ設ケ専ラ漢書ヲ教習セシメ候方可然ト相考候」といふのである。これを受けた東京大学は二十四日、加藤を代理した東京大学総理心得の池田謙齋が文部卿の福岡孝弟に対して次のやうに上申した。「本邦古典研究」は「近年追々衰頽」し「熟達之学士追々死亡候得ハ其業ヲ継続候者無^之」といふ状況だつたので古典講習科を新設したが、一方、「支那古典に至リテハ本邦古典学ノ如ク衰頽ニハ不至候得共」としつつも、「是亦今日之老儒碩学追々死亡候上ハ実ニ其業ヲ継続候者絶無^之」であるため、「是モ本邦古典同様官ノ保護無^之而ハ到底維持之方有之間敷ト考候」とし、「古典講習科ヲ甲乙二部ト定メ甲部ヲ既定之古典講習科トシ乙部ニ支那古典講習科ヲ充テ四年ノ期ヲ以テ官費生二十二人自費生十八人ヲ募集シ經史諸子法制詩文等ヲ專修為致候様仕度」として、別紙の「学科課程案」と「入費概算」を添付して伺ひ出たのである。この間、翌明治十六年一月九日には中村正直（敬宇）、三島毅（中洲）、島田重禮（葦村）、信夫粲（怒軒）といふ漢学者たちが大学で「漢書講習所設置」の件について小中村清矩と会談するといふ動きもあつた。⁽¹⁵⁾ その結果、二月十九日に「文部卿代理印」が押された文書で「書面支那古典講習科設置聞届候条費額之儀ハ別達之通相心得更ニ支弁之方法可相立事」と指令された。⁽¹⁶⁾

二月二十八日には、二十一日に伺ひ出てゐた「古典講習科乙部規則」が認可された。⁽¹⁸⁾ その内容はほぼ古典講習科甲部と同様であるが、課程は四周年として八期に区分（甲部は三周年で六期）した上、「該部中經学、史学、諸子、法制、詩文、卒業論文ノ六課目」（甲部は「正史、雜史、法制、故実、辞章、事實考証、作文詠歌、支那法制、支那歴史、漢文、卒業

作文」の十一課目）を立てて兼修するものとし、その生徒は、年齢二十歳から三十歳の「身体壯健」で試業（書經、左伝、史記及び作文を出題）に合格した者、官費生十五名・自費生二十五名（甲部は官費生二十二名・自費生十八名）に限ることとした。また、加藤總理による三月六日の伺により、十日には甲部乙部とも一ヵ月一人四円五十錢となつてゐた官費が五円に引き上げられた。⁽¹⁹⁾

乙部の学科編成などに尽力したのは、すでに明治十四年八月十一日に東京大学文学部講師（漢文學・支那哲學）から教授となつてゐた中村正直、三島毅、島田重禮であり、ここでは国学と同様、近代的な漢學が構想されてゐた。また、十六年七月二十七・二十八日の東京大学庶務課と文部省専門學務局記録課とのやりとりの中で乙部受持教員の職名氏名が記されており、それによれば、中村・三島・島田の三教授に加へ、東京大学助教授の「井上哲^(マサヒコ)郎」と、東京大學御用掛・文部省准講師の大澤清臣と小杉樞邨の二人の国学者の名前が見えてゐる。⁽²²⁾

そもそも十四年八月の時点では、これらの漢学者が三人とも教授になつてゐた（この他、信夫粲が講師）のに対し、国学者は、黒川真頼が講師（十四年八月二十五日に辞す）、木村正辞が員外教授、大澤清臣が准講師、飯田武郷が助教授となつてゐたものの、明治十五年二月十五になり国学者としては初めて小中村清矩が教授に任せられたのだった。ただ、小中村の教授就任は古典講習科設立のための伏線であり、これ以降国学者たちが多數呼び集められるのであるが、それでもなほ、教授は十七年六月五日に木村正辞が就任するまでは小中村一人だけであつた。つまり、もともとどちらかといへば漢學系教員の方が重んじられ、安定した地位にあつたともいへるのだが、古典講習科設置を期に国學系教員の数が増加（講師・准講師が殆どではあつたが）した上、小中村の構想を具体化した「醇然タル國典専門ノ學舎」のカリキュラムの中には、「漢文」や「支那歴史」、「支那法制」も包摂されており、実際に漢学者の岡松麌谷が講師として加はるといふ状況にもなつてゐたのである。

かうして、乙部は生徒の募集をし、四月より始動した。中村正直は四月十五日付で「古典講習科乙部開設ニツキ感

アリ書シテ生徒ニ示ス⁽²⁴⁾」を書き残してゐる。ここでは、維新後の「漢学ハ土苴ノ如クニ棄ラレ」などといふ風潮を嘆いた後、S・スマイルズの『セルフ・ヘルプ（自助論）』（『西國立志編』）を翻訳した中村らしく、「漢学ノ素無キモノ」は頭角を現すことはできず、ましてや翻訳などはできない、それができる「有用ノ人物」は漢学者の他にはゐないと断言する。その上で、国学の歴史を振り返つた小中村の「古典講習科開業演説案」の構成に倣つてだらうか、漢学の歴史を応神天皇の時代から説き起⁽²⁵⁾として、江戸期の儒学者を数多く紹介し、「今日ノ名官鉅儒」は大抵が幕府の官立学校たる昌平寮の二寮（寄宿寮・書生寮）出身者やその門人子弟であるなどとと言ひつつ、「今東京大学ニ於テ、古典講習科乙部ヲ設クルハ、數十年ノ後ニ至リ、鴻儒碩匠トナル種子ヲ下ス者ナリ」との所感を述べた。

五月十七日、加藤總理は福岡文部卿に対し、乙部の官費生が甲部の官費生三十二名より少なく設定されてゐることは、甲乙両部に「彼是輕重アルカ如ク隨テ生徒獎励之道ニモ厚薄アル者ノ如ク相見⁽²⁶⁾」えるとして、次年度より七名増員して甲部と同様にしたい旨を伺ひ出、二十三日に伺の通り聞き届けられた。この動きからは、先発の甲部、即ち「国学者」に対する後発の乙部、即ち「漢学者」の意向が透けて見えるが、その一種の漢学の矜持といふものを窺はせる国学への対抗意識は、次に引く十一月二十四日の甲部乙部改称問題に關はる加藤總理の福岡文部卿に対する伺に端的に現れてゐる。それには「古典講習科甲部之方ハ甲部之二字ヲ省キ候様致度此段相伺候也」とあつた。ここには「国典専門中之一部分」と看做されることを嫌ふ（また甲乙といふ表現は優劣を表すものとして嫌つたといふ一面もあらう）「漢学派」の教員たちによる、乙部を「漢籍専門之学科」たる「漢籍講習科」へと改称させ、もともと国学者たる小中村清矩の構想による古典講習科の国学中心的な枠組から離れて「国学派」の中に取り込まれてゐるやうな印象を払拭し、それと並び立つ「漢学」の「一科」としたいといふ意図が窺へる。この伺に対しても文部省は十二月二十六日、新任文部卿・大木高

任の印を押して「伺之趣古典講習科甲乙部ノ名称ヲ国書課漢書課ト改ムヘキ事」と指令した。これにより「国学」と「漢学」は「古典講習科」といふ枠組内でそれぞれ「国書」と「漢書」を講習する「一課」として名実ともに並立する体制に落ち着いたことになり、漢学者たちの面目も何とか保たれる形になつたといへる。

三、古典講習科における国学的教育の実際

「」では、生徒たちが何を求めて「国学科」としての古典講習科に入学し、また実際には古典講習科でいかなる国学的教育がおこなはれたのか、といふことを検討してみたい。

まず、生徒たちの出身や、何故古典講習科に入学したのかについては、彼等の回想や伝記などから窺ふことができる。第一回募集による生徒（第一期生）の中から若干紹介してみると、例へば、丸山正彦（平田派国学者の丸山作樂養子、当時は江上栄三郎）の伝記によれば、丸山と佐藤定介（今泉定助）は、皇典講究所（國學院の母体）の前身である神道事務局生徒寮の同窓で、一緒に受験することとなり、その際、丸山作樂の添翰を携へて小中村清矩や久米幹文らを訪ねて情報収集をしたといふ。⁽²⁸⁾ 神道事務局生徒寮出身者としては他に、石見国津和野出身で後年『古事類苑』編纂に多大な尽力のあつた松本愛重⁽²⁹⁾ もゐた。また、関根正直（『名人忌辰録』の著者である関根只誠の長子）は「そのうちに大学で古典科を設けられて、生徒の募集があつたので、小中村先生を訪ねて、古典科を設けられた主旨目的を尋ねた処が、吾国の歴史古典を研究するので、たゞ歌文ばかりを修めるのではないときいて非常の興味を以て古典科へ入つた。もと私が国学を修めやうとしたのは、神道家としてでもなく、たゞ多くの書物を読んで、考証に趣味を持つたからであるから、古典科の性質をきいて、自分の目的に適して居つたので悦んで入学したのだ。」といふ。さらに萩野由之は、古典科の入試準備をしようとしたが、出身地の佐渡では国書の参考書が殆ど無く、上京し

た後も師の一人の重野安繹に尋ねたがわからず結局小中村清矩を紹介され、漸く要領を得たといふことがあり、試験は漢書の点が良かつたので入学できたのだらうと述べてゐる。⁽³¹⁾ それから、伊勢の神宮教院出身者としては池邊義象（一時期小中村清矩の養子）と落合亀二郎（直文）⁽³²⁾ がおり、同学の青戸波江も合格してゐたが官費生にはなれなかつたので入学を辞退したといふ。その他著名な人物としては、飯田武郷の子で服部南郭の家を継いだ飯田元彦（服部南谷）や、一時期本居豊穎の養子となり、童謡作曲家の長世の実父である増田（雨宮・本居）⁽³³⁾ 千信、平田延胤の養子に入る戸澤盛定（平田盛胤）らがゐた。

古典科における教育の実際を窺ふために参考となる史料としては、東京大学の『年報』に収載されてゐる教員の「申報」が最適なものであらう。これは教員が自分の受け持つた講義についてその教育状況を自己申告したものであり、大学教員による一種の自己点検評価のやうな一面も有するものである。以下では、古典講習科（甲部＝国書課）教員の「申報」から当時の様子を窺ひたい。

古典講習科が開業した明治十五年九月から翌年十二月までの期間について記録した『東京大學第三年報』⁽³⁴⁾ を見てみる。まづ、それぞれ法学部と文学部の科目である「日本古代法律及和文学」の講師である木村正辞と准講師の大澤清臣の「申報」が目に留まるが、いづれも古典講習科の授業を兼務してゐることが記され、特に大澤清臣は古典講習科甲部には「神皇正統記并大日本史皇紀伝統日本紀等」を、乙部には「大日本史本紀」を質問せしめ、十六年四月から設置された乙部の生徒はまだ短い期間の勉強でしかないので「其委曲ヲ報スルニ至ラス猶後年を俟テ具陳セントス」と述べてゐる。また、「和文学日本古今法制助教授」の飯田武郷も甲部生徒に「大日本史及日本書紀等ノ講義質問輪講等」をおこなつてゐたが、「中ニハ卓越ナルモアリサレト日尚浅ク他ニ比スレハ人員モ衆多ナルヲ以テ概シテ進歩セリト云フヲ得ス遺憾ト云フヘシ」と比較的辛い評価を下してゐる。

一方、主に古典講習科甲部を専門に担当する教員としては、小中村清矩・岡松甕谷・本居豊穎・小杉権輔・松岡明

義・久米幹文の「申報」が掲載されてゐる。次に小中村のものを掲げる。⁽³⁵⁾

古典講習科甲部教授小中村清矩申報

明治十五年九月古典講習科ノ開業ヨリ十六年七月ニ至ル第一第二期中毎週一時間同生徒ニ余カ講授セル所ノ書ハ令義解ナリ此書ハ從来註解少キモノナレハ多クハ余カ數年刻苦シタル陋見ニ由テ講説シタルニ能ク領得記憶シテ試業ノ間誤ラサル者生徒中三分ノ二に居リ又講義ヲ筆記シテ數卷トシテ當否ヲ質スモノ五名アリ此レヲ檢スルニ唯余カ口授ヲ記スルノミナラス諸書ヲ引テ考証ヲモ附セリ而シテ率ネ誤謬少シ思フニ從前学ヒシ漢學ノ力ヨリシテ此進歩ヲ致セル者ナルヘシト雖モ又研鑽ノ勞ヲ知ルニ足ル可シ然レトモ生徒中自カラ著ルキ優劣アルヲ免レス第二期ヨリシテ毎週一時間制度通質問ノ課ヲ増加セリ但シ本朝之制ト標セル條ノミニテ全編ノ課業ニ至テハ岡松甕谷氏ノ提掌スル所タリ

第二期ヨリシテ令義解ノ講義ト替ルニ同書ノ輪講ヲ以テセシニ摘要ナラスト思フ事有シニヨリ古典科諸教員ト議シテ之ヲ止メタリ

この中に記された「輪講」については小中村が考案したやうで、彼が明治十六年二月に草した「古典講習科輪講定則⁽³⁶⁾」が残されてゐる。これは今でいふと一種の演習（ゼミナール）のやうな形式ではあるが、あまり良い教育効果が上がらず早期に止めてしまつたと見える。

この他、教員の「申報」より授業内容を摘記してみたい。講師の岡松甕谷は「通鑑擧要制度通ハ生徒ニ講読セシメテ疑義ヲ質サシメ唐宋八大家ハ講授」し、特に八大家は詳しく述べたため「生徒モ近コロハ頗ル通明ヲ得テ未タ精微ヲ得ルニ至ラスト雖モ大義要旨ハ大抵コレヲ了解」したといふ。また、同じく講師の本居宣長は「古事記上巻源氏物語室治十帖ノ内橋姫権本ノ巻延喜式祝詞等」を講授し、「古史徵開題記、出雲風土記等ヲ質問」せしめたが、「生徒等ハ好ク勉強シ倦色ヲ見ズ必後來ニ進歩成業スヘキ望ヲ属スル者寡カラス」との感触を得てゐた。准講師の小杉樞邨は、甲

部では「古語拾遺伊勢物語ハ講義」、「大日本史、読史余論ハ生徒ヲシテ輪読セシメ以テ疑義質問ノ課ニ充」て、「惜ムラクハ時間僅少ナルカ故ニ精細講究スルコト能ハスト雖モ試業ノ時ニ於テ其大義要旨ヲ領解スルハ生徒ノ精力ノ致ス所ニシテ亦以テ進歩ノ速ナルヲ見ルニ足ル」と評価する。また、准講師の松岡明義は『禁秘抄』を講説し、「内裡殿門ノ結構位置衣服調度ノ裝飾模様ノ如キハ言詞ノ能ク尽ス所ニアラサルヲ以テ更ニ図画ヲ示シ或ハ物品ニ徵シ以テ開悟スル所アラシム」ことにより、その「概略ヲ知ルコトヲ得ル者少シトセス」とするが、一方では一週間に一時間の授業時間では不足だとして「終ニ尚ホ一時ノ質問時間ヲ増加セラレンコト」を要求してゐる。さらに准講師の久米幹文は、「古今和歌集ヲ講授シ一月ニ作文ニ題詠歌二十首ヲ課シコレヲ添削シア語格文法ヲ教導セリ然ル二十六年一月以来古今和歌集講義詠歌ノ添削等ハ准講師佐々木弘綱ノ受持ツ所トナリシカハ幹文ハ一週ニ二時間ツ、雜史ノ大鏡ヲ講シ字治拾遺ノ質問ヲ受ケ作文ハ前ノ如ク担当シタリ本科ヲ置テヨリ僅ニ一年ナレト干生徒進歩ノ形状ハ逐日頗ル著明ナリ」と記してゐた。これらを見てみると、大体、教授する時間の不足を訴へつゝも、概ね生徒たちの勉強態度には一定の評価を与へてゐる。

四、「明治十六年事件」と徵兵問題

翌明治十七年の『東京大學第四年報⁽³⁷⁾』にも各教員の「申報」が収載されてゐるが、ここでは小中村清矩のみを取り上げる。その「法学部及古典講習科教授小中村清矩申報」は、管見では『陽春蘆草稿』と『古典講習科関係書類』にそれぞれ草稿が認められる。⁽³⁸⁾ そのうち後者についてはほぼ『第四年報』と変はないが、前者はさらにその前の段階の草稿であるらしく、より詳細な内容が書かれてゐる。この史料の後半には大澤清臣から受け継いだ法学部の様子も記されてゐるが、前半の古典講習科に関する部分のみを引くと、「本学年中余ハ古典講習科国書課生徒ニ毎週一時間

令義解ヲ講授シ又毎週一時間制度通本朝之制トアル條ヲ輪読セシメ其大要ヲ講シ疑義ヲ質サシム生徒ノ数ハ十六年十月事故アリテ退学ヲ命セラレ一時減少セシガ十七年五月マテニ再入学ヲ許サレ前員ニ複シタリ其際各試業ニ就テ験スルニ退学中モ能ク研鑽ノ功ヲ加ヘタリト覺シク退歩ノ者少ナシ其中ニテ萩野由之・大田幸吉・池邊義象等ハ謹慎中若干ノ考説ヲ著シタルカ學藝志林中ニ登録スル所トナレルヲ以テ其進歩ノ一端ヲ知ルニ足レリ又退学セサル者ハ前学年ニ較フレハ殊ニ著ルク進歩ノ状ヲ見ル」と記され、さらに「是レ帰学ノ輩ニ後レントテ奮励ノ致ス所ナラン」と朱書きされてゐた。

「十六年十月事故」により退学者が出て、彼等が翌年五月までは復学を許されたことまでは『第四年報』でも知られるが、そこには萩野以下の退学生徒の名前や、彼等が当時の東京大学の紀要である『學藝志林』に投稿したことなどは一切書かれてゐない。「十六年十月事故」とは、『東京大学百年史』通史一では「明治十六年事件⁽⁴⁰⁾」と呼ばれてゐるものである。東京大学法理文三学部及び予備門の学生生徒のうち、寄宿舎生の大部分が、十月二十七日に予定されてゐた学位授与式をボイコットして、上野を経て日暮里原野（現・東京都北区の飛鳥山）に遠足と称して一齊に外出した。帰校後、彼等は夕刻から夜半にかけて、他の者も巻き込み、寄宿舎の施設や器物を破壊するといふ騒動を起したものである。大学は古典講習科生二十三人を含む事件関係者百四十六人全員に退学処分を命じた（半年後には形式上、全員が再入学を認められた）。

『陽春蘆草稿』中にある史料には、明治十六年十一月段階の甲部生徒の名前が列挙してあるが、撰科三人を合はせてても残るは十三人といふ少人数になつてしまつたことがわかる。ただ、後に上部に加筆されており、「十七年一月十八日再入学」として松本愛重・関根正直・戸澤盛定・佐藤定介・太田幸吉・龜山玄明・若松金三郎の七人、さらに「三月九日」とあつて、以下に萩野由之・池邊義象・西村金平・井上政二郎・江上栄三郎・高木六郎・山田巽の七人の名が挙げられ、「五月二至リ全員復旧ス」と記されてゐる。

当事者であつた関根正直は後年、大学寄宿舎の様子について、「古典科に入った頃は寄宿舎は一橋にあつて、一室に八人宛居つた。萩野由之（文学博士）松本愛重（文学博士）池邊義象（京都大学教授）などの諸君も古典科に居つて同じ寄宿者に居つた。科は違つて居つたが、山口銳之助（理学博士）奥田義人、井上圓了（文学博士）棚橋一郎などの諸氏も同じ寄宿舎であつた。其頃の舍監は櫻井錠一さんであつたと思ふ。盛んに賄征伐などをやつたもので、停学されたり、退学されたりする者も多かつた。私なども一度退学されましたが、私はもと東京のもので、時々実家へ帰つたものだから、其賄征伐のあつた晩も実家へ帰つて居つて、実は別に関係はなかつたのですが、退学などさせるなら、皆で退学しやうといふやうなわけで、進んで賄征伐に加はつて居つたといふ事にして退校されたのでしたが、後で事情がわかつて、大抵皆復校されました。」と回想してゐる。

先述した退学者は、古典講習科生の中でも後世に名を残した人物が多く興味深いが、恐らくこれ以後のことであらう、古典講習科でも教員と生徒の親睦の場が設けられたやうである。⁽⁴⁴⁾しかし、「明治十六年事件」で若干十三人に減つてしまつた甲部では、同年の十二月、彼等と異なり事件で処分されなかつた生徒のうち、事件時には「脚気が悪くて病院にはいつて」ゐた落合亀二郎（直文）の徵兵問題が発生する。後年国文学者として名を馳せる落合は、古典科生徒の中でも一頭地を抜く学力の持ち主であり、特に作歌に秀でてゐたといふが、『古典講習科記録』所収の一連の史料によれば、「明治十六年事件」直後、突然徵兵の通知を受けることとなり古典科を退学することになつた。⁽⁴⁵⁾

当時の制度では、一家の相続人は兵役を免除される筈であり、落合直亮の養嗣子である亀二郎は当然免除されべきであつた。明治六年一月十日に発布された徵兵令は、十二年十月二十七日に全面的に改正（太政官布告第四十六号）されてゐたが、その第二十八條の兵役免除規定では、戸主・「独子嗣子独孫承祖ノ孫」などに加へ「年齢五十歳以上ニシテ嗣子ナキ者ノ養子嗣子或ハ相続人」も免除されることになつてゐた。⁽⁴⁶⁾直文は小中村清矩教授にこの件についての事情を記した文書を提出したが、その中には、養父の直亮は、旧里では養子直武を戸主とし、すでに隠居の名義が戸

籍上に記載されており、十四年には「別ニ一戸」を立てるため、直亮と亀二郎はともに三重県に籍を移した上で、亀二郎が戸主となつてをり、兵役は免除されることと自信を持つてゐたのが、旧住所の神奈川県から「隠居中ノ養子」であるので「三重縣へ懸合ノ上兵役ニ相當」するものとみなされ徵兵の通知を受けたとして、「全ク旧里ノ戸籍上ノ誤ヨリ相生候事」だと述べた上で、あれこれと手は尽くしたもの、その効果もなく今日に至つた、といふことが記されてゐる（第二十八條四項但書の「隠居以後別家シテ特ニ定メタル嗣子或ハ相続人ハ此限ニ非ス」が適用されたためであらう）。しかし、添付してゐた自身の履歴にも「同十六年九月十六日東京大学ヨリ一ヶ年已上ノ学科経過ノ者タル証状ヲ受ク」と記されてゐるやうに、仮令免役されなくとも、第三十條の平時における一ヶ年徵集猶予規定の第六項「文部省所轄並ニ其他省使ニ属スル官立学校及ヒ公立師範学校ニ於テ修業一ヶ年ノ課程ヲ卒リタル以上ノ生徒」に該当する筈である。これについては東京大学でもすでに明治十五年七月十三日に、加藤弘之總理が濱尾新専門學務局長に「古典講習科生中徵兵適齡之者徵兵猶豫之義」について「徵兵令第三十條第六項ニ準シ一ヶ年限リ徵集猶豫」⁽⁴⁹⁾のことを確認するため照会し、十九日に「御見込之通」との回答を得てゐるのだが、これも一切考慮されなかつた。實際、古典科の中で徵兵されたのは落合亀二郎一人だけであり極めて異例の措置であつた。

そして小中村清矩教授は十六年十二月十日、加藤總理宛に「古典講習科甲部生徒落合亀二郎義此頃神奈川県より徵兵之義ニ付本人へ達有之然ル処同人義ハ入校以來僅ニ壹年間之修業ニ候得共國典ニ志深キ事ハ數カ年已前ヨリ之義ニ有之學業上既ニ大体ヲ弁明致シ居リ候間将来必成器之者ト存候且同科生徒之中學業優等之者ハ率ネ先達而之事件ニ付退校ヲ被命候ニ付而ハ後進之領袖共相成可申者ハ當今同人之外更ニ無之候条何卒右事情御了察被成下候賢慮ヲ以テ其筋へ免役之義御照会相成候様仕度此段奉哀願候也」と上申したらしいのだが、この小中村の「哀願」にも拘らず、落合亀二郎は退学となり、十七年七月一日に東京の歩兵第一聯隊に入當した。その送別会は同学の関根正直と萩野由之が幹事となり両国の青柳樓で開かれたが、その時亀二郎が詠んだ「たちわかれ明日はいなばの白うさぎうさもつらさ

も神にまかせて」といふ歌は後年まで語り草となつてゐる。⁽⁵¹⁾

五、古典講習科の拡充案と終焉の宣告

前述したやうに、「漢書課」設置過程においては、漢学者たちの国学者たちへの対抗意識が垣間見えると論じたもの、實際にはこれ以後、古典講習科では明治初年の大学校におけるやうな国漢の深刻な争ひはおこなはれなかつた。これは小中村清矩がもともと持つてゐた穩健な漢学観によるのだらう。⁽⁵²⁾ 逆に、十七年二月には国漢共同して古典講習科の大幅な拡充を図つてゐる。ここには当時における古典講習科の教員たちの非常な危機感が現れてゐる。この背景には前年の「明治十六年事件」や落合龜二郎徵兵問題などが深く影を落としてをり、特に国書課にとつては一層悲惨な状態だつた。⁽⁵³⁾ 明治十六年十二月末の時点における国書課の生徒数は僅か九人（七月までは四十一人を数へてゐた）に過ぎなかつたのである。東京大学附属総合図書館所蔵の小中村清矩関係の文書中には、小中村を筆頭に島田重禮・三島毅・中村正直の漢學者教授三人を含めた連名で、加藤總理宛に古典講習科の改革案を提示した文書の草稿と思はれるものが残されてゐる。⁽⁵⁴⁾

先般古典講習科御建設相成和漢学之衰頽ヲ振ヒ学脈之一錢ヲ永存スルノ御趣意ニ候處世間書生之輩弊習未タ脱セス兎角輕浮に流レ堅忍業ヲ修ル者甚尠ク加之徵兵令御改正相成候ニ付而ハ今後私塾ニ於テ和漢学ヲ研究候者寥々地ヲ掃フニ至ルベク所恃ハ惟古典科在学生ノミト存候然ルニ其中或ハ疾病事故ニ依リ退学候者モ可有之又満期マテ就学残候共成業之者恐ラクハ三分ノ一二過サルヘク僅々一課十余人之学徒ヲ以墜緒ヲ維持スルコト万難相成漸々衰頽ヲ極メ折角ノ御趣意泡沫ニ帰スルニ至ラハ遺憾難堪義ト存候付而ハ国書課漢書課共更ニ一級ヲ増加シ新ニ生員ヲ募リ現今在学生ノ後ヲ引続候様仕度乍併是迄ノ定規ニテハ年齢モ徵兵適齡ニ相当リ且学科并ニ入学試験

モ頗高等ニ付不得已断念仕候者モ可有之依而今般ハ年齢十八年以上卒業ハ国書課五年漢書課六年ト相定メ最初ノ課程并ニ入学試験共一格引下ケ後來現今在学生ト学力同等ノ地ニ至リ候様仕候ハ、自然志願人モ多分ニ可有之多數中ニハ学业大成ノ者モ必出来可致隨而衰學ノ墜縉ヲ維持シ永遠継続仕兼テ之御趣意モ相立可申哉ト存候條何卒厚ク御詮議之上御採用相成候様仕度此段稟請候也

小中村

島田

三島

中村

明治十七年一月六日

總理宛

これは一連の文書類になつてをり、このすぐ後には新規募集の生徒のための大まかなカリキュラムを六年十二二期に分けて作成した「漢書課第二級学科表」案がある。また、統いて木村正辞と小中村連名の總理宛上申の草稿と五年十期に分けられた「古典講習科国書課第二級学科表」、そして「古典講習科国書課第二級入学試業書」(神皇正統記・古今和歌集・唐宋八家文)が綴られてゐる。「古典講習科国書課」を代表する形となつてゐる木村・小中村連名の上申には、「古典講習科国書課卒業年限之儀三年之定規ニ候処生徒中弱年之者多分有之且課業モ可成丈精密ニ研究為致候ニ付最初之見込ヨリ自ラ時間相延ヒ学課卒業仕通候依而就業期限ヲ今一年相延し漢書課同様四年ト致候ハ、成規之課業相済可申ニ付右様ニ御改定相成度此段稟請候也」とあり、国書課の現在在籍する生徒の修業年限を一年引き上げたいとするもので、十七年二月二十九日付となつてゐる。

恐らくこの二つの上申を受けて、四月四日、加藤總理より大木文部卿に伺が出された。⁽⁵⁶⁾ この伺は冒頭、「古典講習科両課之件ニ付左之諸項相伺候」とした上で、ほば小中村らの意見に沿つた形で古典講習科の大幅な拡充を図つてゐ

る。①現在、両課における疾病事故等の退学者があり、卒業者は各課十余人に過ぎなくなりさうであつて、「此僅々タル卒業生ヲ以テ已に衰頗ニ帰スルノ和漢両学ヲ復起栄存セント欲スルハ到底能ハサル儀」であるので、「今後二ヶ年之間毎年一回三十名を限り新ニ自費生徒ヲ募集」したいこと、②「三年ヲ以テ卒業」としてゐた現在在籍する国書課生徒の修学年限（漢書課は当初より四年）を、「今日迄之実験」では不可能な状態であるので、「更ニ一ヶ年ヲ増加シ四ヶ年ヲ以テ卒業為致候事ニ改正」したいこと、③入学年齢が満二十歳以上で徵兵適齡以前の者の入学が難しかつたのを、満十八歳以上とし、さうすると「從前之入学試業課目ニテハ頗ル高等ニ過キ」るので、「課目を一層低度トナシ」、さらに両課とともに、「其課程ニ一年ヲ増加致新級生徒ハ五ヶ年ヲ以テ卒業」としたいこと、の三項を挙げ、両課の入学試業課目案と改正課程を添へて裁可を求めた。つまり、①③の項目は国漢連名の上申、②は木村・小中村両名による上申の要求そのものであることは明らかである。

この伺は、五月十二日に「伺之通」とされたが、一方では、「但該生徒募集之儀ハ先ツ尚本年一回之分聞届候事」と付されてゐた。即ち、古典講習科教員の拡充要求はほぼそのまま容れられたものの、教員たちがこの危機を転じて「衰学ノ墜緒ヲ維持シ永遠継続」（先の国漢連名の改革案）するために生徒の大幅な補充を考へ、さらになるべくこの課程を「継続」させようと目論んでゐるのに対し、文部省としては慎重な言ひ回しをしつつも、これをあくまでも一時的な措置だと認識してをり、この時点ですでに古典講習科を継続的におこなふ教育課程とは考へてゐなかつたことが窺へ、「継続」については両者のギャップが露になつたともいへよう。

しかしながら、十七年の段階においては、国書・漢書両課ともに第二回募集の生徒が入学し、それに対応する教員も質量ともに充実してゐた。新たな募集による生徒（第二期生）のうち著名な人物には、佐々木弘綱の子の佐々木（佐木）信綱をはじめ、黒川真頼の子・真道や大澤清臣の子・小源太など国学者の嗣子や、鹿島神宮官司家の鹿島則泰、東京佃島の住吉神社の社家出身で後年数多くの祭式書を著した平岡好文などの神職子弟、また、後年『官職要解』で

有名な和田英松らがをり、中でも佐々木（佐佐木）信綱と和田英松は詳細な古典科の回⁽⁵⁷⁾想を残してゐる。これは各教員や生徒間の非常に面白いエピソードが満載なのだが、比較的知られた文章と思はれるのでここでは割愛して置く。

国書課の教員には、飯田武郷（正史）・大和田建樹（辞章）・木村正辞（辞章）・本居豊穎（正史・辞章）・物集高見（辞章）・小中村清矩（法制）・久米幹文（辞章・雜史）・岡松甕谷（支那歴史・支那法制）・小杉樞邨（雜史・法制）・松岡明義（故実）・内藤耻叟（漢文・法制）がをり、漢書課では、国書課と兼任した小中村（法制）、岡松（諸子）、内藤（史学）の他、三島毅（諸子・法制）・川田剛（諸子）・重野安繹（諸子）・島田重禮（史学・經学）・中村正直（經学）・秋月胤永（經学）がゐた。⁽⁵⁸⁾

明治十八年に入ると、一月七日には、加藤總理が大本文部卿に対し、古典講習科規則にある一年を二期に分けてゐた学期を改め、三学期制度としたいことを伺ひ出、二十六日に「伺之通」⁽⁵⁹⁾とされた。ここで重要なのは、元来「同科ハ他之学科トモ相異リ候ニ付右様相定候方教導上便宜ヲ得候事可有之」と之見込ヲ以テ制定致候儀」であつたものを、「古今本科同様」に学年を三学期に区分し、学級名称その他も全て「本科ニ準拠改正」するといふ点であらう。これは、一見何気ない措置のやうだが、実は、東京大学の中で特異な位置を占めてゐた古典講習科の独自性を解消し、本科の制度に回収するものであつたともいふことができ、次に述べる事柄の前触れであつたともいへるのである。

即ち、三月十四日には、加藤總理が大本文部卿に宛てた伺⁽⁶⁰⁾において、これから大学の拡充整備を図るための「本学ノ事業ト学校経済トノ用件」のうち「差向速ニ実施セサルヘカラサル件々」を掲げ、「一 廣屋ノ改築増設ヲ要スル事」「一 理学部ヲ本学内へ合併スル事」と並んで「一 大学本然ノ事業ヲ拡充整備センニハ別課医学生別課法学生製薬生古典講習科生ノ新募ヲ止メ漸次此等ノ余業ヲ廢セサルヘカラサル事」とする項目を挙げてゐたのである。

この項目では、「前項所陳ノ如クセハ廣屋ヲ改築増設スルノ方法相立チ事業ノ重複ヲ省キ経費ノ累冗ヲ省クヲ得テ学校経済上ニ本学事業上ニ幾多ノ便宜ヲ得ヘシト雖モ大学本然ノ事業ニ於テ尚缺穴スル所ノモノニシテ前途拡充セサルヘカラサルモノ多ク此等ニ要スル費用亦タ尠カラス須ク学校経済ノ法ヲ案シ其減省スヘキハ之ヲ減省シ其収入スヘ

キハコレヲ収入スル等諸事愈計画スヘキハ勿論今後別課医学生別課法学生製薬生古典講習科生等ノ新募ヲ止メ漸次此等ノ余業ヲ廃シ其余剩ヲ以テ本然ノ事業ニ要スル費用ノ幾分ヲ補フヘシ」と古典講習科を含む「別課」は「大学本然ノ事業」ではなく「余業」と見なされた上で廃止が検討され、そのうち古典講習科については、「古典講習科生ノ如キハ既ニ二回募集シ數十ノ生徒アレハ和学者漢学者ノ後継ニ供シ其伝学ニ大ナル不足ハナカルヘシ」とその「役割の終焉」⁽⁶¹⁾が宣告された。さらに本史料の冒頭に綴られてゐる伺の草稿では、この古典講習科の件に続けて「尤昨年限り募集セサルコトナレトモ今年モ尚一回募集スヘシトノ説アリ又募ルヲ要セス既ニ本科ニ和漢文学科アリ便宜其過程ヲ改良セハ更ニ適當ノ文学士ヲ輩出スルヲ得ヘシ」と記されてゐたが、この箇所は朱線で消されてゐる。この部分は伺には活かされなかつたものの、古典講習科廃止後は、本科たる和漢文学科の「改良」により「適當ノ文学士ヲ輩出」⁽⁶²⁾することで、和漢の学問を統一し継続させていく「本科拡充策」を探る意向であつたことを窺ふことができる。實際する中にも「其理学部文学部ニ於ケルモ亦同ク拡充整備ヲ要スルモノ多々ニシテ」と記されてゐた。⁽⁶³⁾

この伺は四月一日に聞き届けられ、これを以て古典講習科両課は、法学部別課法学科・医学部別課医学科とともに生徒募集を停止することになつたのである。⁽⁶⁴⁾

六、帝国大学文科大学附屬古典講習科

明治十九年三月一日の「帝国大学令」(勅令第三号)の公布により成立した帝国大学⁽⁶⁵⁾の制度下では、古典講習科は文科大学附屬にされるとともに、四月一日より官費生の制度が廃止され⁽⁶⁶⁾、四月十四日には同科経費は全て授業料を以て支弁すべき旨が達せられた⁽⁶⁷⁾。そしてこの十九年の段階において、古典講習科国書課の教員として残つた国学者は最早、小中村清矩・久米幹文・物集高見のみとなつてゐた。⁽⁶⁸⁾

帝国大学成立前後の時期、古典講習科教員の「残党」ともいふべき彼等に対しては当然、文政の首脳から新体制への対応如何、が問はれたやうである。十九年一月に物集が森有禮文部大臣に提出したと思しき「鄙見」といふ草案と、四月に外山正一文科大学長に提出したと思しき、物集・小中村・島田の三者がそれぞれ書いた「教授法見込書」の草案⁽⁶⁹⁾が残つてゐる。物集は「鄙見」で、「学脈継続の為め」の「師弟間の私事に属するものでしかない古典科は「公立学校の保護すべき事柄にハあらざるへし且つ其古典科の名目の如きも甚不穏當」「真に無用の贅物」とまで言ひ、古典科生徒を和漢文学科に吸收するか、或は文学部に国文科を置き、教授法もこれまでの「際限なく講釈する類の陳腐迂闊なる仕方」を止め、「面目を一新」して「生徒みづからの進取の責に任する」やうにしなければならないと、新体制の流れに乗つた形の主張をしてゐる。⁽⁷⁰⁾一方、小中村は帝国大学の「教授書ハ専ら西洋書にして人智を研ぎ実用に備ふる中にこの国の古書をも兼学せしむる方法の大旨」を述べ、「先つこの国の成立よりして歴代の事実制度の沿革を精しく知るへきハ勿論」であり、「国文の作業」を「大学の学生一般に学はせたきもの也」と主張した上で、文科と文科における「歴史と文詞」「法律（の沿革）」の学びの内容について、ほぼ以前からの持論に沿ふ形で記した。「古典生みの親」たる小中村はあくまでも古典科の構想そのままの姿勢を貫いたといへよう。

また、十九年七月十日には、第一回募集の生徒たちが卒業した。東京大学附属総合図書館には彼等の卒業論文題目を記した史料⁽⁷¹⁾が残されてゐる。それぞれに「甲乙丙」や点数（百点満点）の評価も記されており興味深いが、主な人物の題目を挙げてみると、関根正直「修史案」、小中村義象「日本古今新政史」⁽⁷²⁾、佐藤定介「文章通論」、戸澤盛定「文章論」、服部元彦「大日本國脉論」、松本愛重「日本宗教歴史」⁽⁷³⁾、本居宣長「日本族制史」、江上栄三郎「國體私論」、萩野由之「古典学臆議」などがある。これらから窺へることは、「国体」がつく題目は若干あるものの、概ね歴史的・国語（言語）的アプローチのものが多く、所謂「神典学」に直接関はるやうなものが殆ど見受けられないことであらう。古典科は国学を学ぶための高等教育機関であり、また記紀万葉といふ「古典」を学ぶ場であつたとはいへ、国家に裨

益する「実用」の觀点が強調されるに従ひ、最早それらを「宗教的な神道の經典」のやうな「神典」として捉へることは希薄になつてゐたことは明らかであつた。⁽⁷⁷⁾

翌二十年五月には、両課とも修業年限が五ヶ年であつたところ、「該課教授ヨリ申出之次第モ有之且教授法改良ニ付五ヶ年ヲ要セザル」ので四ヶ年とされた。⁽⁷⁸⁾ 結局、國書課は明治十五年と十七年、漢書課は十六年と十七年に各々二回づつ生徒募集をしたのみで、前者の卒業生は十九年に二十九人、二十一年に十七人、後者は二十年に二十五人、二十一年に十六人の卒業生を出して両課は廢止される。⁽⁷⁹⁾

このやうに古典講習科は六年ほどの短い歴史を以て幕を閉ぢた。短命に終はつた理由として、必ず挙げられるのが財政問題（経費節減）であるが、これまで見てきたやうに、明治十八年に「学校經濟ノ法ヲ案シ」た結果、同科の募集停止も決定されたのであり、さうした一面があつたことは疑ひ得ない。ただ、この前提となる根本的な理由は、やはり「帝国大学体制」に向けた学内整備に伴ひ、「大學内での制度的適合性を失」⁽⁸⁰⁾ つたことによるものと考へられるが、それを具体的に立証することは史料的な問題から現段階では困難である。⁽⁸¹⁾ そして、同科は必ずしも明言されてゐた訳ではなかつたものの、当初から「期間限定」の雰囲気が漂つてゐたことは、十七年に教員たちがわざわざ「新二生員ヲ募」⁽⁸²⁾ りたいと上申してゐることからも窺へる。これを逆にいへば、文政の首脳たちの意図に拘らず、教員の国学者たち（また漢学者たちも）、特に小中村清矩にとつては、古典講習科設置を奇貨として、「継続的な国学教育（古典教育）の場」を構築しようといふ考へがあり、同科を単なる「速成科」として考へてゐたのではなかつたらうことは、本稿で見えてきた彼等の動向からも窺へる。

七、むすびに代へて—古典講習科から國學院へ—

これまでの論述では、明治立憲國家の形成期に当たる明治十年代後半における「国学」の展開の一端を窺ふために古典講習科の展開を比較的細かく追つてきたが、勿論、これは東京大学（帝国大学）即ち「官学アカデミズム」といふ限定された中における動きを跡付けたものでしかないことはいふまでもない。また、その担ひ手である小中村清矩らによる近代国家に実際に寄与するための學問として「国学」を設定する「近代的国学構想」は、一見、帝国大学の「國家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スル」（『帝國大學令』第一条）といふ明確な目的にも適応するものと思はれるのだが、現実には古典講習科は短命に終はらざるを得なかつた。このことを近代国学史上、如何に評価すれば良いのかといふ問題が残されてゐる。

しかし、古典講習科に閑はつた教員・生徒らは、同科の役割の終焉が宣告された後も、それぞれ舞台を替へてさまざまに活躍した。個々の活動は多岐に亘るためここでは立ち入らないが、「古典講習科以後」の主な事業をいくつか挙げてみたい。

まづ特筆されるべきは、十九年十二月に東京学士院で編纂されることになつた総合的類書『古事類苑』の事業についてであらう。明治十二年の開始当初から編纂の中心であつた小中村清矩が編纂委員長、古典科を卒業したばかりの松本愛重・今泉定介・小中村義象らも編纂委員となり、萩野由之や関根正直、落合直文らも関与したが、実際に編纂に専念してゐたのは主に松本と石井小太郎であつたといふ。⁽⁸⁾ また、二十三年四月に編纂事業が皇典講究所に委託されると、小中村をはじめ、黒川真頼・木村正辞・本居豊穎・井上頼因・佐藤誠實・小杉樞邨らの東京大学の教員だつた者や當時國學院の教員だつた者を含めた国学者たち、川田剛や内藤聖叟など古典科教員だつた漢学者たち、松本や和

田英松・黒川真道など古典科卒業生ら多くの人々がその編纂に従事することとなり、以後、二十八年から神宮司庁が事業を引き継いで、大正三年八月に刊行終了するまで、多くの国学者、古典科関係者が参画した。⁽³⁶⁾

また、国学者たちが多く集ふ場としての学会などの組織や民間の研究教育機関などの結社、それに伴ふ研究雑誌の刊行が挙げられる。このやうな結社としては、すでに明治初年から、洋々社（機関誌『洋々社談』）や福羽美静らを中心とする好古社（機関誌『好古雜誌』等）などが存在してゐたが、十九年四月には、古典科教員でもあつた本居宣穎・久米幹文・小杉権輔の主唱で大八洲學會が設立され、機関誌『大八洲學會雜誌』が刊行されて古典科教員出身者だけではなく幅広い範囲の国学者による論考が掲載された。⁽³⁷⁾また同年五月、古典科書課在学中の小中村義象・関根正直は、漢書課生徒の市村瓊次郎・林泰輔らと団り、教授の内藤耻叟を幹事長にして「東洋古来百般の事の研究」のため、東洋學會を設立し、以後、帝國大學の教員や学生生徒、さらにはその出身者たちが講演し、機関誌『東洋學會雜誌』に論考を寄せてゐる。その他、小中村清矩が社長となつた二十年五月設置の如蘭社（機関誌『如蘭社話』）や、二十一年には佐々木高行が中心となつて設立され、小中村義象・萩野由之・落合直文らも度々寄稿した明治會（機関誌『明治會叢誌』）、久米幹文や小中村清矩・落合直文ら古典科関係者が中心となつて二十二年に設立した國語傳習所（機関誌『國文』⁽³⁸⁾）などがあり、また、『國學院雜誌』の前身ともいふべき『日本文學』（明治二十一年八月創刊、二十三年四月より『國文學』⁽³⁹⁾と改称）や二十二年一月創刊の『皇典講究所講演』には、国学者や古典科出身者の講演や論考が数多く見える。⁽⁴⁰⁾ここに挙げたものは冰山の一角であり、明治二十年代には、古典科関係者が関与したり寄稿してゐる研究雑誌が続出してをり、今後本格的な分析が必要となつてくるであらう。

そして、これら明治十年代末から二十年代初頭にかけての古典科出身者たちの精力的な活動を象徴する出来事は、二十三年十一月二十二日に皇典講究所を母体として國學院が設立されたことであらう。⁽⁴¹⁾当初の講師陣の中には、小中村清矩・本居宣穎・木村正辞・飯田武郷・小杉権輔・久米幹文・大澤清臣・物集高見・黒川真頼など東京大学において

て法文二学部や古典科の教員だつた国学者たち、さらには漢学者の内藤耻叟・川田剛・三島毅・島田重禮の名が見える。それに加へ、小中村義象・萩野由之・佐藤定介・落合直文・関根正直・丸山正彦・市村瓊次郎や小中村ら古典科の教員たちにも教へを受けた和文学科卒業の三上参次・高津鉢三郎らがをり、暫く経つてからも古典科関係者が教員として入つてゐる。

このやうに、古典科の教員、さらには彼等に薰陶を受けた古典科生徒及び和文学科卒業の者たちが國學院設立に際してこれだけ集結してゐるといふことは、まさに「古典講習科の遺産」を引き継いだものといつても過言ではない。しかも國學院が「專国史・国文・国法ヲ攻⁽⁹⁵⁾究」する場であつたことは、基本的には小中村清矩の古典講習科設置の際の構想（①歴史②法制史③国語国文の講究）をも引き継いだといへるのである。

註

- (1) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚文書』一一〇—一三一。本文書には、明治天皇がこの本文引用箇所の如く憂慮される帝国大学の状態について、侍従長の徳大寺寅則に命じて帝国大学総長の渡邊洪基に問はしめられたこと（その奉答の内容は書かれてゐない）と同じ御下間に對する元田の奉答が記されてゐる。全文の翻刻は海後宗臣『元田永孚』（文教書院・昭和十七年）一八五頁以下など多数の書に見られる。また、本文書を教育勅語成立史の中に位置づけた論考として『海後宗臣著作集』第十卷「教育勅語成立史研究」（東京書籍・昭和五十六年）一九〇頁以下等を参照。さらに、明治天皇の「御内旨」や「御内沙汰」などを元田が書き留めた数多くの史料については、沼田哲「聖旨」の伝達者・記録者——元田永孚の一側面——（福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』（吉川弘文館・平成五年）を参照。
- (2) 町田三郎『明治の漢学者』（研文出版・一九九八年）所収「東京大学『古典講習科』の人々」、一三七頁。
- (3) 小中村清矩「國學の前途」（『皇典講究所講演』十三・明治二十二年）。

(4) 「学位授与式祝辭十月廿八日於東京大學」(『學藝志林』第六十四冊・明治十五年)。加藤弘之の大学觀に關しては、寺崎昌男『増補版 日本における大学自治制度の成立』(評論社・一九〇〇年)、二見剛史「日本近代大学成立史の研究(その1)——加藤弘之の学術研究中心の思想——」(『九州大学教育学部紀要 教育学部門』一二・一九六七年)、谷本宗生「帝国大学の形成と高等教育」(『教育学雑誌』二七・一九九三年)等、参照。

(5) 中野実「近代日本大学制度の成立」(吉川弘文館・一九〇三年)一九頁。

(6) 『東京大學法理文三學部一覽』(從明治十六年至明治十七年)によれば、国書課十八人、漢書課三十六人を數へるのに對し、

本科である文学部和漢文学科は合計三人(一年級に一人づつ、第三年級は生徒がゐなかつた)のみだつた。

(7) 指稿「明治国学と高等教育機關に關する基礎的考察——東京大学文学部附屬古典講習科の設置過程——」(『神道史研究』五二一一・平成十六年)。

(8) 国立国会図書館所蔵「小中村博士日記」明治十五年九月十八日条には、「古典講習科開業ニ付教員一同午前八時挿九時

惣理弁事其他教場へ臨先ソ小生国学ノ沿革及ヒ此科起立ノ所以を説キ次ニ木村(正辞)氏演説アリ、本居(豊穎)飯田

(武郷)大澤(清臣)久米(幹文)佐々木(弘綱)小杉(樞邨)松岡(明義)等交る(祝詞また長哥を朗誦す正午前

ニ了退出す)丸括弧内筆者とある。大沼宣規「古典講習科時代の小中村清矩—日記に見る活動と交友」(『近代史料

研究』二・一〇〇二年)に日記抜書があり、当該箇所も翻刻されてゐる。また、『東洋學會雑誌』第一号(明治十九年)

には、本居豊穎の「明治十五年九月東京大学古典講習科開業之日為生徒聊述心緒歌并反歌」が掲載されており、それに

小中村清矩がコメントを寄せてゐる。開業式当日に読まれた佐々木弘綱の「古典講習科開業講祝文」は、その子で第二回

募集による生徒であつた佐佐木信綱「古典科のおもひで」(『國語と國文學』一一八・昭和九年)に掲載されてゐる。

(9) 東京大学附属総合図書館所蔵「陽春蘆草稿」五、所収「古典講習科開業演説案」。これは『學藝志林』第六十三冊(明治十五年)や小中村清矩『陽春蘆草稿』卷之八(明治三十年)に活字化されてゐるが、草稿とは細部の表現などがかな

り異なる。開業演説案の内容の骨子となるものはすでに小中村の「我国ノ古書ヲ學習スル説」(『學藝志林』第二十八冊・明治十二年・『陽春蘆草稿』四に草稿あり、『陽春蘆草稿』卷之八に收録)に見られる。そして前掲の小中村「國學の前途」は概ね開業演説案を基としてゐる。また、「古典講習科開業演説案」が印刷に付されたことは、「東京大學第二年報」(起明治十四年九月止同十五年十二月)四八頁以下、「文部省往復」明治十五年(丁)・庶務局「古典講習科開業演説印刷ノ分 聖上 両皇后獻本及太政官并大臣參議等へ贈進ノ件」、参考。さらにこの演説案は十六年六月、独逸語教員・グロートが閔はり「獨逸文ニ反譯」された(『文部省往復』明治十六年(乙)・専門學務局「古典講習科開業ノ演説反譯ノ上回付之件」)。

(10) 古典講習科の講究内容が小中村清矩の「国学觀」の変遷過程に由来することは、拙稿「明治期「考証派」国学における「神古典」」(『國學院雜誌』一〇四一)・平成十五年)並びに前掲拙稿「明治國學と高等教育機關に関する基礎的考察——東京大學文学部附屬古典講習科の設置過程——」を参照。

(11) 小中村は「実学」といふタームを使つてゐる訳でないが、この「近代的国學構想」が近代的な美学に合致するものといへるかどうかについてもさらなる思想史的な検討が必要であらう。近代日本の美学については、藤原達「実学」とは日本學——三つの開化を通して(1)(2)——(『明治聖德記念学会紀要』復刊第三十四号・第三十五号・平成十三年)等、参照。

(12) 『陽春蘆草稿』五、所収の「古典講習科開業演説案」。

(13) 「古典講習科乙部(支那古典講習科)→漢書課」の設置過程、展開については、財團法人斯文會編『斯文六十年史』(昭和四年)二三六頁以下に詳しい。また、東京帝國大學『東京帝國大學五十年史』上冊(昭和七年)七三三頁以下、倉澤剛『教育令の研究』(講談社・昭和五十年)五四五頁以下、東京大学百年史編集委員会編集『東京大学百年史』通史一(昭和五十九年)四六四頁以下も参照。

(14) 「文部省往復」明治十五年（丙）・専門学務局「古典講習科中へ更ニ漢書講習ノ一科ヲ設ルノ件」。

(15) 「文部省往復」明治十五年（甲三）・上申「支那古典講習科ヲ新設ノ件」。

(16) 『小中村博士日記』明治十六年一月九日条。これらの漢学者たちの履歴については、竹林貫一『漢学者伝記集成』（閲書院・昭和三年）を参照。

(17) 東京大学史史料室所蔵『文部省准允』明治十六年分・准允・五「古典講習科ノ内へ支那古典ヲ加充スル儀ニ付伺并指令」。

なほ、支那古典講習科設置に当たつての文部省・東京大学双方における費用面のやりくりが窺はれる史料として「文部省往復」明治十六年（乙）・専門学務局「支那古典講習科増設費用之件」がある。

(18) 『文部省往復』明治十六年（甲）・達「古典講習科乙部規則制定之儀伺」、「文部省准允」明治十六年分・准允・九「古典講習乙部学科課程及ヒ規則制定ノ儀伺并指令」。

(19) 前掲「文部省往復」明治十六年（甲）・達「古典講習科乙部規則制定之儀伺」、「文部省准允」明治十六年分・准允・十三「古典講習科規則第六條但書改正ノ儀伺并指令」。なほ、明治十五年七月十七日に定められた「古典講習科規則」（甲部の規則）については、前掲拙稿「明治国学と高等教育機関に関する基礎的考察——東京大学文学部附属古典講習科の設置過程——」を参照。

(20) 前掲『東京帝國大學五十年史』上冊、七三五頁。東京大学における漢学者の動向は、東京大学が毎年公刊した『一覽』や『年報』を参照。なほ、各『年報』の影印は東京大学史史料研究会編『史料叢書東京大学史 東京大学年報』第一卷～第六卷（東京大学出版会・一九九三年～一九九四年）に収録されており、また、戸川芳郎編『三島中洲の学芸とその生涯』（雄山閣出版・平成十一年）中の「東京大学法理文学部『申報』資料」には漢学系教官の授業内容の報告である「申報」などがまとめて掲載されてゐる。古典講習科における漢学教育の様子などについては、前掲、町田三郎『明治の漢学者』一三五頁に、島田重禮の「清朝考証学」を軸とする教育について触れ、「いわば『皇清經解』という中国の最新

- の研究叢書をたよりにして実証的に研究を進め、学生を指導しようと試みているわけである。この姿勢は、從来の漢学といえば「左国史漢」と漢詩、あるいは道德修養論で終始したものとは異質の「近代的な学問、教育」を目指すものといつてよい。史学の重野安繹の「学問は考証学」とする立場も、これに近い。」との指摘がなされてゐる。この他、充分に明治期の漢学教育史を踏まへつつ古典講習科に触れたものとして、三浦叶『明治の漢學』(汲古書院・一九九八年)、前掲『三島中洲の学芸とその生涯』所収の町泉寿郎「三島中洲と東京大学古典講習科の人々」、等を参照。さらに明治期の「漢学」については、渡辺和靖『増補版 明治思想史——儒教的伝統と近代認識論——』(ペリカン社・昭和六十年)所収「明治期「漢学」の課題」、黒住真『近世日本社会と儒教』(ペリカン社・一〇〇三年)所収「徳川儒教と明治における再編」、幕末維新时期漢学塾研究会・生馬寛信編『幕末維新时期漢学塾の研究』(渓水社・平成十五年)等を参照。
- (21) 井上哲次郎『懷舊錄』(春秋社・昭和十八年)には東京大学時代の思ひ出が語られており、古典科で教へてゐた当時の様子も一六五、「一六六頁に記されてゐる。
- (22) 『文部省往復』明治十六年(乙)・専門学務局「古典講習科乙部受持教員職名氏名之件」。
- (23) 前掲拙稿「明治国学と高等教育機関に関する基礎的研究——東京大学文学部附属古典講習科の設置過程——」参照。また、木村正辞の教授就任については、木村の履歴を記した「東京学士院会員木村正辞伝」(『東京学士院雑誌』第十五編之七・明治二十八年)等、参照。
- (24) 中村正直述「古典講習科乙部開設ニツキ感アリ書シテ生徒ニ示ス」(「漢学ヲ治ムル工夫ヲ論ス」)を含む。『學藝志林』第七十冊・明治十六年、及び『東京學士會院雑誌』第五編・明治十六年にも収録)。小川澄江「中村正直の漢学教育觀」(『國學院大學柄木短期大学紀要』三・平成九年)を参照。
- (25) 『文部省往復』明治十六年(甲)・達「古典講習科乙部官費生増員之儀伺」、『文部省准允』明治十六年分・准允・二十八「古典講習科乙部官費生徒増員ノ儀伺并指令」。また、一方の甲部では、六月二十六日に加藤縊理が、甲部の「自費生中

本期之成績官費生二期ノ成績ニ比シ其中等以上ニ居ル者一両名ニ限り官費生定員外特ニ官費ヲ支給致」たき旨を福岡文部卿に伺ひ出たところ、八月三日に聞き届けられ、優秀な自費生を救済する措置を図つた（『文部省往復』明治十六年（甲）・達「古典講習科甲部官費生增加之儀ニ付伺」、『文部省准允』明治十六年分・准允・四十九「古典講習科定員外官費生ノ儀伺并指令」）。

（26）『文部省往復』明治十六年（甲）・達「古典講習科乙部名称判然ニ致度伺」、『文部省准允』明治十六年分・准允・七十六「古典講習科乙部名称ノ儀ニ付伺并指令」。

（27）前掲『文部省准允』明治十六年分・准允・七十六「古典講習科乙部名称ノ儀ニ付伺并指令」。なほ、前掲『斯文六十年史』『東京帝國大學五十年史』上冊などの諸書は、明治十七年一月四日を以つて改称されたとも記すが、管見ではその日付は見い出せなかつた。

（28）『丸山正彦傳』（大正四年）三二頁以下。古典講習科時代の今泉定助については、日本大學今泉研究所編纂『今泉定助全集』一・昭和四十四年、所収の高橋吳「今泉定助先生正伝研究」及び阪本健一「今泉定助大人に縁りの神道人」が詳しい。

（29）藤井貞文「明治国學發生史の研究」（吉川弘文館・昭和五十二年）二三七頁、秋元信英「明治26年栗田寛の修史事業構想」（『國學院女子短期大学紀要』一・昭和五十七年）参照。

（30）関根正直「余が國學を脩めし動機」（『中學世界』定期増刊「吾力脩學時代」第十卷第四号・明治四十年）。原文は総ルビだが引用に際してはこれを除いた。

（31）萩野が同郷の後学に語つたといはれる一話。福井久蔵『日本文法史』（大日本図書・明治四十年）一九〇、一九一頁。

また、さらに後年このエピソードは聞書の形で語り継がれてゐる（窪田空穂「明治前期の国語国文学界の見取図」・『早稻田文學』二三三・大正十四年）。

（32）前田透『落合直文——近代短歌の黎明——』（明治書院・昭和六十年）五七頁。

(33) 増田于信については、渡邊刀水「増田于信の野路村雨」（『傳記』六一八・七一）・昭和十四年・十五年）、前掲、秋元信英「明治26年栗田寛の修史事業構想」、鈴木淳「増田于信のこと」（『國學院大學日本文化研究所所報』一一五、昭和五十六年）等、参照。

(34) 「東京大學第三年報」（起明治十五年九月止同十六年十二月）。

(35) 小中村の「申報」草稿は「陽春蘆草稿」壱、所収「入用書綴込」に綴られてゐる。

(36) 『陽春蘆草稿』壱、所収「入用書綴込」に綴られた「古典講習科輪講定則」。次に本文項目のみ（訂正したもの）を引く。

一 輪講ハ第一席ノ生徒ヨリ順次ニ從テ講ス可シ

一 講義中文理ヲ誤解シ要義ヲ遺脱スル事アラハ教員ノ懇諭スルノミニ止リ生徒ヨリ意見ヲ容ル、事能ハサル可シ

一 輪講中生徒其條章ニ就キ相互ニ討論スルコトヲ得ス此レ徒ラニ時間ヲ費サンヲ惜ムニヨリテナリ

一 教員ノ説諭アリト雖モ講義者於不満ノ意アラハ更ニ問詢スルコトヲ得

一 講義者ノ外ノ生徒タリトモ其條章中或ハ疑ハシキ事アラハ問諮詢スル事ヲ得

(37) 「東京大學第四年報」（起明治十六年九月止同十七年十二月）。

(38) 前者のものは『陽春蘆草稿』壱、所収「入用書綴込」に綴られた「明治十六年九月ヨリ十七年七月ニ至ル申報」、後者のものは東京大学附属総合図書館所蔵『古典講習科関係書類』に収録されてゐる。

(39) 明治十七年以降の『學藝志林』から古典講習科生徒の論文が掲載されるやうになる。萩野由之は「地名考 佐渡国」（第八十四冊）、「漁業考」（第九十二冊）など、池邊（小中村）義象は「國司沿革考（一）（二）」（第八十八、八十九冊）などと、数々の論考が載せられてゐる。特に小中村義象「皇家大禮考」（第百冊・明治十八年）は、その草稿が『陽春蘆草稿』式に「皇家大禮考 恒例篇 天」として綴られており、「明治十八年七月十二日皇家大礼考第二編遂父命校閲了」と記されてゐる。なほ、これは宮内省圖書寮版『圖書寮記録』（明治二十年十二月印行）中篇の地（卷二）には「皇家

古礼考 恒例篇」として収載されてゐる（天（巻一）には「皇家古禮考 臨時篇」を収載）。井上毅の主導で編纂された『圖書寮記録』に関する研究としては、明石岩雄「[国璽]に関する新史料」（奈良大学紀要）一一・一九八三年）、齊藤智朗「井上毅と『圖書寮記録』の編纂・刊行」（國學院雑誌）一〇二・一三・平成十三年）等を参照。

(40)

前掲『東京大学百年史』通史一、六三三頁～六四三頁。本書では「明治十六年事件は、明治十年代半ば以降の管理・取締の強化に対する学生達の反抗という性格を濃厚に持ち、さらに、賄征伐、あるいは祝事における青年達の放縱など、多様な性格を合わせて含んでいたもの」（六三九頁）と分析してゐる。また、中野実『東京大学物語—まだ君が若かったころ』（吉川弘文館歴史文化ライブラリー、一九九九年）八四、八五頁。

(41)

この他の内訳は法学部十四人、理学部三十三人、文学部八人、撰科二人、予備門六十六人であり、古典講習科生二十三人の占める比重が意外に大きいことに気付かせられる。

(42)

『陽春蠶草稿』壱、所収「入用書綴込」。また、再入学生徒の試業日割の史料も綴られてゐる。さらに東京大学附属総合図書館所蔵『小中村清矩雑稿』にも「明治十六年事件」に関する史料が二点ある。一点は、古典講習科生の一人である三浦純雄による明治十七年三月十九日付の小中村清矩宛「事故口上書」で、「明治十六年十月廿七日暮里二会ス帰路池辺義象等ト相伴ヒ午後四時半頃帰校直ニ食堂ニ上ル」と書き出し、縷々午後八時頃までの、賄征伐や寄宿舎におけるさまざまな奇行暴行など酩酊の上での大騒ぎの状況を事細かに記してゐる。もう一点は小中村清矩教授（もう一人、講師の者と連名になつてゐるが、その名前部分は切り取られており不明である）が加藤弘之總理宛に出したと見られる十六年十二月廿七日付の嘆願草稿で、冒頭に、本文中に挙げた「古典講習科元生徒」の松本愛重・関根正直・戸澤盛定・佐藤定介・太田幸吉・若松釜三郎・龜山玄明の七人の名を掲げ、彼等は「去十月生徒暴挙之際關係」したが、「僅少之所業」であり、「爾後謹慎悔悟之外無之候旨」を自分が保証するので「何卒再入学御願可有之候様致度此段請願仕候也」と記してをり、これが功を奏したのか本文にもあるやうに再入学は実現してゐる。

(43) 前掲、関根正直「余が國學を脩めし動機」。また、前掲『丸山正彦傳』三七頁にも官費生の江上栄三郎（丸山正彦）がこの事件で退学になつたことが記されており、四カ月後に再入学し暫く自費生を命じられてゐたが、また官費生に復したといふ。さらに、この大学学生生徒たちの「赤信号、皆で渡れば怖くない」式の行動が惹き起こした事件については、当時予備門に入つてゐた三上參次も、「明治時代の歴史学界——三上參次懐旧談——」（吉川弘文館・平成三年）の中で、自分も「例の生徒の暴動事件」に加はつてしまつたとして、「一番の発頭が奥田義人」だつたと回想した上、細部については『東京大学百年史』通史一の記述と微妙に齟齬をきたすものの、その時の状況を詳しく語つてゐる。

(44) 『陽春蘆草稿』壱、所収「入用書綴込」に小杉権邨が十七年二月に書いた「古典講習科国書課親睦会仮規約」が綴られてゐる。教員と生徒が「相互ノ持論ヲ吐露シ或ハ學事上ノ演説ヲ以テ其眞率ヲ表ス」の場であつた。その中の上欄には小中村の字で「十七年十二月以来古典学協會ト改ム」とある。また、木村正辞が「教員生徒ノ間ヲシテ益親密ナラシメ互ニ情実ヲ通セんカ為」に墨田で花見の会筵を催した際（木村は戯れに「古典講習花」と記した）、「東京大学ニ於テ古典講習科ヲ設置シタル所以」や「古典科成立の趣旨」を述べた題次の演説草稿が残つてゐる（財団法人東洋文庫「岩崎文庫」所蔵『説叢及別録』第五冊）。前掲大沼宣規「古典講習科時代の小中村清矩」も参照。

(45) 関根正直の回顧談による。『萩の家主人追悼録』（明治書院・明治三十七年）二九頁。

(46) 関根正直の回顧談。前掲『萩の家主人追悼録』二九頁。

(47) 『古典講習科記録』所収の落合直文の徵兵に関する史料。この一連の史料は柳生四郎「直文資料二・三」（『水甃』五一—三・昭和三十九年）に翻刻されてゐる。また、前掲、前田透『落合直文——近代短歌の黎明』——五八頁以下も参照。

(48) 落合直文徵兵問題の直後、明治十六年十二月二十八日にも徵兵令は全面的に改正（太政官布告第四十六号）されてゐる。ここでは免役制は廢疾・不具による終身免役の外全廢され、家庭事情や学業によるものは全て猶予制に移行してゐる。

徵兵令の内容やその制度、特に徵兵免除・猶予規定に関する歴史的変遷については、松下芳男「徵兵令制定史 増補版」

(五月書房・昭和五十六年)、遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』(青木書店・一九九四年)、加藤陽子『徵兵制と近代日本』(吉川弘文館・一九九六年)等を参照。

(49) 〔文部省往復〕明治十五年(丙)・専門学務局「古典講習科生中徵兵適齡ノ者徵集猶予ノ義問合ノ件」。また、加藤は同月に「古典講習科卒業之者徵兵免役之義」についても、徵兵令第二十九條の免役規定の第七項「文部省所轄官立学校及び他省使ニ属スル官立学校ニ於テ卒業ノ者」に準じた措置が認められるのかどうかを照会し、二十二日に濱尾専門学務局長から「無論御見込之通」との回答を得てゐる(〔文部省往復〕明治十五年(丙)・専門学務局「古典講習科卒業ノ者徵兵免役ノ義問合ノ件」)。やはり同科が本科ではない付設教育課程であつたことから念には念を入れて問い合わせせたものであらうか。

(50) 東京大学附属総合図書館所蔵『古典講習科記録』に綴られてゐる。前掲、柳生四郎「直文資料一・三」に翻刻されてゐる。

(51) 関根正直と萩野由之の回顧談(前掲『萩の家主人追悼録』)。前田透『落合直文——近代短歌の黎明——』六十頁。

(52) 大久保利謙歴史著作集⁴『明治維新と教育』(吉川弘文館・昭和六十二年)、阪本是丸『明治維新と国学者』(大明堂・平成五年)参照。但し、明治三年の「大學規則」制定直後は西洋的大学制度に反発し国漢共同して意見書を出すといふ動きもあつた。

(53) 例へば、明治十二年に書いた前掲「我国ノ古書ヲ學習スル説」においても、「国史ヲ始メ漢文ニ書セルカ多ケレハ先ツ漢籍ヲ学ヒ字義ト文法トノ、概ヲ弁ヘスハ有ル可ラス」と記されてゐる。

(54) 『東京大學第三年報』(起明治十五年九月止同十六年十二月)所収「東京大学法理文学部学生生徒一覧表」。前述の小中村による記録とは若干異なる数字である。漢書課は七月の二十人から十二月末には三十四人に増加してゐる。

(55) 『古典講習科記録』。

(56) 〔文部省往復〕明治十七年(甲)・同「古典講習科生徒新募之件」、〔文部省准允〕明治十七年分・三十四「古典講習科両

課二関スル件」。

(57) ともに『國語と國文學』一一一八・昭和九年、に掲載されてゐる。前掲、佐佐木信綱「古典科のおもひで」、和田英松「古典講習科時代」。信綱は後年、『ある老歌人の思ひ出——自伝と交友の面影——』(朝日新聞社・昭和二十八年)「古典科時代」の中でも回想してゐる。當時、信綱は若干十三歳であり、十八歳以上といふ入学規定を大幅に逸脱してゐたが、何故入学を許されたのかは管見では不明である。弘綱の子ゆゑの措置であつたのだらうか。

(58) 『東京大學第五年報』(起明治十七年九月止同十八年十二月)所収「東京大学法理文学部教員受持学科表(自明治十七年九月至全十八年七月)」。

(59) 『文部省往復』明治十八年(甲)・伺「古典講習科学期改正ノ件」。また、学内文書である東京大学史史料室所蔵『検印録』明治十八年・一〇一「文学部附属古典講習科学期改正」、前掲『東京帝國大學五十年史』上冊、七四五頁も参照。

(60) 東京大学史史料室所蔵『理学部移轉一件書類』。前掲、中野実『近代日本大學制度の成立』第一部第一章「帝國大學成立前史」—「第一期東京大學末期の狀況」、一二三頁以下に全文翻刻されてゐる。もともと「一 大學本然……」以下の部分は『東京帝國大學五十年史』上冊、六一二頁以下で紹介されてゐたが、故 中野氏によつて初めて一括した書類が見い出され、当該部分の位置付けが明らかにされた。

(61) 前掲、中野実『近代日本大學制度の成立』一九頁。

(62) 『理学部移轉一件書類』。この箇所は消された部分であるため、前掲、中野実『近代日本大學制度の成立』では翻刻されてゐない。

(63) 前掲、中野実『近代日本大學制度の成立』一九頁以下では、別課医学生・別課法學生・製薬生廃止に伴ふ最善策としてそれぞれ医学・法学・薬学の「本科拡充策」について指摘してをり、古典講習科についても同草稿の抹消部分からいへば同様のことがいへるもの、この時点では未だ具体策が講じられてゐなかつたとみられる。

(64) 『理学部移轉一件書類』。また、『檢印錄』明治十八年・一六四「本學法學部別課法學生[医学部別課医学、製藥生]自今新募ヲ止メ現在学生卒業ノ期ニ至リ右学科廃止ノ件」では、欄外に朱で「古典ノコトハ別達スヘシ」とあるが、管見ではその部分を見い出せなかつた。また、本文書の本文末に「但文学部古典講習科生徒之儀モ新募セサルコト」と付け足されてゐるが改めて朱線で消されてゐる。さらに日付は「明治十八年四月六日」となつてをり、前掲『東京大學百年史』通史一、四六四頁の記述の日付と符合する。

(65) 帝国大学成立に関しては教育史において多数の研究があるが、未だ不明な点が多い。代表的な研究としては、前掲、寺崎昌男『増補版 日本における大学自治制度の成立』、前掲、中野実『近代日本大学制度の成立』が挙げられる。

(66) 『文部省往復』明治十九年・学務局経由及同局往復ノ部「元東京大学褒賞及補助給費学生同学法學部第二科官費生及工部大學校官費生消滅并古典講習科官費生廃止ノ件」。『文部省准允』明治十九年分・准允・十二「古典講習科官費生廃止

伺」。

(67) 『文部省准允』明治十九年分・准允・三十六「古典講習科經費ハ授業料ヲ以テ支弁致度伺」及び『檢印錄』明治廿年・六七「古典講習科生徒授業料成規ノ通納付セシムル達」。しかし實際には、止むを得ない事情だからとして生徒の減額

納入が許可されたため、二十年九月十二日には、経費不足につき文科大学の経費の中から補充することとし(『文部省准允』明治二十年分・准允・五十三「古典講習科經費不足ニ付文科大学二十年度經費ノ内ヲ以テ補充ス」)、また、二十一年七月に卒業する古典講習科生により四月から六月までの授業料免除の願出があると、「情実不得止次第」などして半額免除を許可し、その分は「帝国大学本部経費ヨリ補充」される(『文部省准允』明治二十一年分・准允・七「文科大学古典講習科生徒三十二名ヨリ修業後卒業論文成稿中授業料免除願出ニ付半額免除ノ件」)など、多少なりとも便宜が図られてゐる。

(68) 『帝國大學一覽』(自明治十九年至明治二十年)。小中村清矩は「和文學、日本歷史、日本古代法制」、物集高見・久米幹

文は共に「和文学」の担当とされ、「古典講習科」とは明記されてゐない。また、国書・漢書両課の担当として漢学者の内藤耻叟（経学、日本歴史、支那歴史、支那哲学、漢文学、和漢古代法制）があつた。その他の漢書課教員は「経学、支那歴史、支那哲学、漢文学、支那古代法制」を担当した島田重禮・南摩綱紀の二人。彼等のうち久米と南摩は明治二十年までの在籍であつた。

(69) 『古典講習科関係書類』。

(70) 前掲、三上參次『明治時代の歴史学界——三上參次懐旧談——』三三三頁によると、大学の授業より自らの著述の出版に精を出してゐたといふ物集高見は学生からは極めて評判が悪かつたといふ。また、前掲、佐佐木信綱「古典科の思ひ出」によれば、実際、明治十九年に「古典科は第一期生の卒業と同時に、自分等第二期生は卒業が出来ないといふ運命になつた。」として「それは文部大臣森有禮氏の発意によるといふことを洩れ聞いたといふが、やがて廃止案は立ち消えになり、第二期生は五年の修業年限を四年に短縮して卒業することとなつたといふ。信綱は伝聞であるとはしながらも、「内藤恥叟先生が文相を訪うて、古典科の必要を滔々と述べられ、殊に第二期生の学業の半途で閉鎖してしまふことの不都合を極論された。その勢ひや態度が非常に激越であつたので、廃止案が中止されるに至つたのではなかつたらうか」とその背景を語つてゐる。しかし後述するやうに、修業年限の短縮は二十年五月のことであるのでその回想には若干時間のずれが見られる。ともあれ、第二期生は二十一年七月に卒業した。

(71) 東京大学附属総合図書館所蔵『東京大学国書課関係書類』所収「帝国大学古典科第五年生卒業論文出来分」。

(72) 國學院大學図書館所蔵『梧陰文庫』和書之部二七六・小中村義象著『日本古今新政史』は義象自身による写本であり、卒業論文が井上の許へ届けられてゐたことが知られる。秋元信英「國學院大學図書館所蔵『梧陰文庫』関係史料よりみた文相井上毅の修史事業と文体への関心」（國學院大學図書館紀要』三・平成三年）を参照。また、小中村義象『大政三遷史』（東洋學會・吉川半七発行・明治二十一年）の凡例には「一本篇ハ余か大学にありし時編述せしものなるを此

たび一校して活刷に附せること、したり」「一本篇ハ大政の三遷即ち大化改新建武中興明治維新の歴史を記すものなり」などとあり、また本文末尾には、「明治十九年六月稿成」と記されてゐる。

(73) 前掲、藤井貞文「明治国学発生史の研究」には、神道事務局生徒寮時代の松本愛重が祭神論争の際に千家尊福派として活躍したことが記され、「開知新聞」紙上における権訓導・青木陳實との論争が紹介されてゐることは、彼の宗教性を

充分に示してゐると思はれる。

(74) 丸山正彦「國體私論」(『日本文學』四、六、十三・明治二十一年・二十二年)。大原康男「国学者にみる〈国体〉概念の理解——「政治への関心」という視点から——」(『維新前後に於ける國學の諸問題』國學院大學日本文化研究所刊、昭和五十八年) 参照。

(75) 萩野由之「國學新論序」(『國文』第一・明治二十三年)には、「由之、前に文科大学に在りて、不敏ながらも、師友の誘掖に頼り、ほゞ、此学の大要を知ることを得るに及びてハ、此念、益切なり。去し十九年六月、古典科を卒ふるに当り、此篇を草して、卒業論文に充てたり、」とあり、末尾には「之を序言とす。」と記され、この論文が卒業論文の序に当たることがわかる。本文には、「国学は、近頃に至るまで、尚、其氣風を稟けて、後世の事をハ、漢意なりとて取らざること、外國をハ、醜夷なりとて卑しむ事、神異奇怪を祟む事、固く、古人の説を墨守する事など」の弊を挙げ、また「世の国学者たらんものハ、先、国学の本体を察して、其効用を知り、次に、講究の方法を稽へ、古習を一洗し、以て、実学の資格を具へしめんことを謀るは、豈、今日の急務ならずや、」ともあり、基本的には小中村清矩の国学観、即ち古典科の国学を引き継ぎ、発展させようとするものだつたといへる。また、揚原敏子「評伝萩野由之」(『学苑』三二五・昭和四十一年)も参照。

(76) 前掲、拙稿「明治期「考証派」国学における「神典学」」参照。

(77) 前掲、和田英松「古典講習科時代」によると、「学生の中にも、国書課といふ所は、専ら神典を教へる所だと思つて入

つて来た人もかなりあつたやう」だが、「かういふ学生はかなり失望」し、退学した者も少なくなつたといふ。宮崎晴美「明治の國學」（『國文學 解釋と鑑賞』八一九・昭和十八年）も、「和漢文学科にしても、古典講習科にしても、その国学的なものは語学であり、考証学であり、文章学であつたのであつて、明治初期に見たやうな神道的な国学はその姿を認められなくなつた。」と指摘してゐる。但し、古典科生徒の何人かは神道事務局生徒寮や神宮教院の出身であるし、また、本居・平田両家の養子に入った者もあり、さらには、古典科は後年神社界で重きをなした今泉定助（阪本是丸「大正期の神社界と今泉定助」・今泉定助先生五十年祭記念事業実行委員会編『源泉への回帰』新生創版・平成六年、参照）や、「神祇史」研究の先駆である『大日本者神國也』（川流堂・明治四十四年）を著した丸山正彦らなども輩出している。池邊（小中村）義象にしても、「神祇官の説」（『皇典講究所講演』五十九・明治二十四年）といふ論説や『古事記通釋』（啓成社・明治四十四年）などを著してゐる。本稿においては、古典科の「神道的でない国学」を強調し過ぎた嫌ひもあるが、一方では後年の「近代神道学」を準備する一面があつたこともここで指摘して置きたい。

(78) 『文部省准允』明治二十年分・准允・十七「古典講習科修業期限ヲ短縮ス」。『檢印錄』七九・明治廿年「古典講習科国書課及漢書課教授法改良ニ付修業ノ期限ヲ四ヶ年ト改定スル件」。

(79) 前掲『東京大学百年史』通史一、四六四頁。また四六五頁に『年報』や『一覧』等を用ひてまとめられた第一表「古典講習科在学・入学・退学一覧」を参照。

(80) 「理学部移轉一件書類」。

(81) 前掲『東京大学百年史』四六七頁。

(82) 前掲、中野実「近代日本大学制度の成立」によれば、当時の古典科等「別課」の募集停止などの一連の学内整理と、一年後の「帝国大学体制」が直接結びつかぬかどうかは未だ課題が残るとされており（二二頁）、また、十八年十二月一二日に太政官制を廃して内閣制度を採用し伊藤博文内閣の文部大臣に森有禮が就任した後も、「森文政期における大

学観は当初から完成された制度として存在していなかつた」（七八頁）との指摘があるやうに、森の大学観の反映としての「帝国大学令」、及びそれにより成立した帝国大学を「ストレートに繋げる圖式」には疑問が呈されてゐる（同書の荒井明夫氏による「解説」）。

(83) 『古典講習科記録』。

(84) 古典科生徒出身者の活動についての最近の考察としては、池邊義象・萩野由之をはじめ、落合直文・増田于信・丸山正彦らによる、『國學和歌改良論』『日本文學全書』『日本制度通』『日本古代法典』『外交』などの著作を取り上げた、齊藤智朗「明治二十年代初頭における国学の諸相——池邊義象の著作を中心にして」（『國學院雑誌』一〇四一一・平成十五年）を参照。

(85) 松本愛重「古事類苑編纂苦心談」（『國學院雑誌』一四一五・明治四十一年）。ここでは「人はあまり小中村清矩先生の古事類苑編纂に関する功績を説かぬようであるが、私は此の先生の大功は没すべからざるものと思つて居るのだ。」と述べられてゐる。なほ、東京大学附属総合図書館所蔵『古事類苑草稿』や『陽春蘆草稿』には、小中村清矩に関する『古事類苑』編纂史料が綴られてゐるが、特に前者には小中村の筆になる「古事類苑編纂改定案」などを有する。

(86) 『古事類苑』編纂に関しては、『古事類苑総目録』所収「古事類苑編纂事歴」、吉川弘文館が昭和四十二年～四十六年に発行した『古事類苑』の『月報』、西川順土「古事類苑」と広池博士（内田智雄編『生誕百年 広池博士記念論集 増補版』（広池学園事業部・昭和四十八年）、同『近代の神宮』（神宮文庫・昭和六十三年）第七章「神宮の編纂事業」第一節「古事類苑の編纂」）を参照。

(87) 「大八洲学会設立之趣意」（『大八洲學會雜誌』卷之一・明治十九年）。明治二十三年一月には、小中村義象と落合直文が、本会「主唱」の三人及び「賛成」してゐた木村正辞・飯田武郷より雑誌の編輯を委ねられてゐる（「会員諸君に告ぐ」・『大八洲學會雜誌』卷之四十三・明治二十三年）。

(88) 小中村義象「第一総集会に於て本会創立の意見を述べ並て設立以来の沿革に及ぶ」『東洋學會雑誌』第六号・明治二十一年)。

(89) 「如蘭社ヲ設ルノ趣旨」(『如蘭社話』第一・明治二十年)。

(90) 『明治會叢誌』第一号(明治二十一年)。

(91) 『國文』第一(明治二十三年)。

(92) 深萱和男『明治の国文学雑誌』(笠間選書・昭和五十三年) 参照。

(93) 國學院の設立に関しては、次の皇典講究所・國學院大學の校史を参考のこと。『皇典講究所五十年史』(昭和七年)、『國學院大學八十五年史』(昭和四十五年)・『國學院大學百年史』上巻(平成六年)等。

(94) 前掲『國學院大學百年史』上巻、一五四頁以下。小中村は明治十五年の皇典講究所設立當時から「法令」の教授として関係してゐた。また、『陽春廬草稿』壱、所収「入用書綴込」など小中村清矩の関係史料にも皇典講究所関係のものが見られる。

(95) 「國學院設立趣意書」。前掲『國學院大學百年史』上巻、一三六頁。前掲、齊藤智朗「明治二十年代初頭における国学の諸相——池辺義象の著作を中心にして——」を参照。また、「近代的国学構想」は、小中村清矩・義象父子とも密接な関係を有してゐた井上毅の「国体教育主義」とも合致するものだつた。井上は、二十一年十二月六日に皇典講究所の講演で、「国典ハ國家の政事の為めに必要である。并に国民の教育の為めに必要で有る、而して宗教の為めに必要で無い、また一の政党の論拠材料の為めに必要で無い」とし、「国民教育の材料は一つにハ普通教育の生徒に向つて本国の歴史を教ふること。二つには国語を教ふること。」だと述べてゐる(井上毅君演説・『皇典講究所講演』一・明治二十二年、所収)。

野口伐名『井上毅の教育思想』(風間書房・平成六年)、木野主計「國學院と井上毅」(『國學院大學栢木短期大學紀要』三十・平成八年)等、参照。さらに皇典講究所の所長に就任し、國學院設置に尽力した山田顯義も、二十一年十二月六

日の演説（「山田伯演説・前掲『皇典講究所講演』」）で皇典講究所は元来単なる「国学教授所」に留まらない「國家必要的皇典を講明」する場であると述べ、同日に公表した國學院設立の前提となる「皇典講究所改正ノ趣旨」（前掲『皇典講究所講演』）では、「此所ニ普ク国学専門家ヲ招集シ以テ本邦文学ノ淵藪トナシ國ノ習慣風俗ヨリ政治法律經濟言語ノ沿革変遷等」を講究討論せしめる場にしたい旨を明らかにし、学科として「政治」「法制」「文学」を設定してゐる。ただ勿論、山田顯義の「国法」観については、法制史のみに留まらない現行法の教授をも含んだものであり、日本法律学校の設立とも密接に関係するので一概に同様のものとはいへないのである。佐々木聖使「日本法律学校設立課程の考察——日本法律学校と皇典講究所・国学院の関係について——」（『日本大学精神文化研究所紀要』一九・昭和六十三年）、同「明治期における国学と法学の邂逅——日本法律学校創立者の学統と建学の精神——」（『日本大学精神文化研究所紀要』二二・平成二年）、同（「國學院の設立と山田顯義」）（『神道学』一五六・平成五年）等、参照。なほ、國學院設立に関しては本稿では詳述することができなかつた。今後の課題としたい。

* 史料の引用は、便宜上、基本的には異体字は通用の仮名、正字は略字で表記し、二行の割書きは一行に統一した。

（附記） 本稿は國學院大學21世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」、並びに國學院大學日本文化研究所のプロジェクト「近世近代の神道・国学に関する基礎資料の収集と分析」を通じての成果であり、また、平成十六年度笹川科学研究助成による研究成果の一部である。